

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
理事・評議員選出等の規程

第1章 理事及び常務理事の選出

第1条 定款第6条に規定する理事の選出方法は、下記各号の団体が母体となって推薦した者を評議員会において選任する。但し、知識経験者は、理事総数の3分の2以上の同意を得て会長が評議員会に推薦する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 町政協力員協議会 | 1名 |
| (2) 民生児童委員協議会 | 1名 |
| (3) 社会福祉施設 | 1名 |
| (4) 行政機関 | 1名 |
| (5) ボランティア連絡協議会 | 1名 |
| (6) 地区福祉推進委員 | 5名 |
| (7) 知識経験者 | 5名 |

2 地区福祉推進委員は、町が定める小学校区毎において選任することができる。

第2条 理事のうち1名を常務理事に選任することができる。

2 常務理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 常務理事は、会長を補佐し、会長の命令を受けてこの法人の業務を処理する。

第2章 評議員の選出

第3条 定款第16条に規定する評議員は、下記区分により選出するものとする。

- (1) 地区福祉推進委員
- (2) 社会福祉事業を経営する役職員
- (3) 民生児童委員
- (4) 知識経験者
- (5) ボランティア

第3章 顧問の選出

第4条 顧問は、町長・町議会議長並びに知識経験者とする。

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年10月20日から施行する。

この規程は、昭和62年10月27日から施行する。

この規程は、平成11年10月22日から施行する。

この規程は、平成13年10月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月24日から施行する。